証券コード　9417
平成29年９月12日

株　主　各　位

大阪市西区靭本町２丁目３番２号
株式会社スマートバリュー
代表取締役社長　**渋　谷　　順**

第７０期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第70期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年９月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. **日　　時**　平成29年９月28日（木曜日）午前10時（受付開始は午前９時～）
2. **場　　所**　大阪市中央区北浜１丁目８番16号 大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. **目的事項**

報告事項　第70期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案	剰余金の処分の件
第２号議案	取締役７名選任の件
第３号議案	定款一部変更の件
第４号議案	取締役の報酬額改定の件
第５号議案	監査役の報酬額改定の件
第６号議案	取締役に対する株式付与による報酬決定の件
第７号議案	監査役に対する株式付与による報酬決定の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.smartvalue.ad.jp/）に掲載させていただきます。

（添 付 書 類）

事　業　報　告

（自　平成28年７月１日
至　平成29年６月30日）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種経済政策の効果もあって、緩やかな回復基調が続いた一方、米国、英国をはじめとする諸外国の動向に伴った海外経済の不確実性の高まりや、金融資本市場の変動など様々な懸念材料もあり、先行き不透明な状況で推移しました。

国内クラウドサービス（注１）市場におきましては、2015年度（2015年４月～2016年３月）には前年度比33.7%増の１兆108億円の市場規模であったと推測されており、初めて１兆円を突破いたしました。クラウドファースト（注２）の流れを背景に、企業内の既存システムにおけるクラウド移行が加速していることから、2020年度までの年平均成長率は27.4%、市場規模は2020年度において３兆円を超えると予測されております。（出典：㈱MM総研「国内クラウドサービス市場規模実績・予測（2016年12月）」）。

国内携帯電話販売市場においては、2016年度（2016年４月～2017年３月）の国内携帯電話端末の総出荷台数は3,648.6万台（前年度比0.3%減）となり、５年連続で減少いたしました。一方、スマートフォン出荷台数は3,013.6万台（同3.3%増）となり、過去最高の実績を記録しております。今後は、2015年12月に総務省が策定した「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の影響により、当社が事業を展開するスマートフォン市場は微減と予測されておりますが、2020年度には次世代通信規格の5Gサービスの一部導入による回復が期待されており、今後更なる市場競争の激化が予想されております（出典：㈱MM総研「2016年度通期国内携帯電話端末出荷概況（2017年５月）」）。

このような情勢のなか、当社の当事業年度における業績は、売上高は6,539,000千円（前期比3.4%減）、営業利益は274,834千円（同6.8%増）、経常利益は275,895千円（同0.1%増）、当期純利益は180,457千円（同9.2%増）となりました。

なお、当事業年度におけるセグメント別の業績は次のとおりです。

＜クラウドソリューション事業＞

クラウドソリューション事業におきましては、特定業種業務向けSaaSとしてサービス提供を行う自治体及び公的機関向けの地域情報クラウドサービスと、都市型データセンターを基盤としたクラウドプラットフォーム（注３）、そして安全運転支援機器の販売をベースに、車載関連に特化したデータを収集・活用してサービス提供を行うモビリティ・サービス（注４）を推進してまいりました。

地域情報クラウドでは、市場競争が激化したものの、ICT（注５）を活用した地域課題を解決するオープンガバメントの推進が更に活発になっていることから、売上高は645,390千円（前期比8.0%増）となりました。

クラウドプラットフォームでは、ハウジングサービス（注６）の減少から、売上高は412,406千円（前期比6.7%減）となりました。

モビリティ・サービスでは、カーナビゲーションやドライブレコーダーなど安全運転支援機器のカーソリューションの売上が堅調に伸び、また、モビリティIoT（注７）サービス「CiEMS 3G」の売上及びストックの積上げや、当社のIoT技術やプラットフォームを活用した受託開発案件を着実に獲得した結果、売上高は1,554,625千円（同9.3%増）となりました。

以上の結果、クラウドソリューション事業では、各サービスにおいてストックの積上げが好調に推移したものの、営業とサービスの強化に伴う人件費と減価償却費の増加により、売上高2,612,422千円（前期比6.2%増）、セグメント利益246,080千円（11.3%減）となりました。

＜モバイル事業＞

モバイル事業におきましては、2015年12月に総務省が策定した「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」の影響等により実質販売価格の見直しが行われ、消費者の買い控えによる販売台数の減少が続いております。通信キャリア大手のセカンドブランドやMVNO（注８）など、いわゆる格安スマホのシェアが伸び、低価格志向が高まるなか当社は、サービス品質・店舗品質の向上により顧客満足度の向上に注力することで、収益確保の強化に努めました。

以上の結果、モバイル事業では、売上高3,926,577千円（前期比8.8%減）、セグメント利益397,584千円（同19.0%増）となりました。

各事業の売上構成は、以下のとおりです。

（単位：千円、％）

セグメント及び事業の名称	平成28年６月期		平成29年６月期（当期）		対前期増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
クラウドソリューション事業					
地域情報クラウド	597,491	8.8	645,390	9.9	8.0
クラウドプラットフォーム	441,986	6.5	412,406	6.3	△6.7
モビリティ・サービス	1,421,359	21.0	1,554,625	23.8	9.3
クラウドソリューション事業合計	2,460,836	36.4	2,612,422	40.0	6.2
モバイル事業	4,307,591	63.6	3,926,577	60.0	△8.8
合計	6,768,428	100.0	6,539,000	100.0	△3.4

［用語解説］

注１．クラウドサービス　：従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。

注２．クラウドファースト　：企業や公的機関等がシステム投資をする際、クラウドを選択するようになること。

注３．クラウドプラットフォーム　：情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証であり、当初は英国規格のBS7799から発祥し、現在は、ISO/IEC27001として運用されています。

※IaaS：インフラストラクチャ アズ ア サービスの略で、クラウドサービスの中でもハードウェアやネットワークなどの階層を提供する形態。

※PaaS：プラットフォーム アズ ア サービスの略で、クラウドサービスの中で、ソフトウェアの構築、稼動に必要な機能やミドルウェアなどの階層を提供する形態。

※SaaS：ソフトウェア アズ ア サービスの略で、クラウドサービスの中で、ソフトウェアの階層を提供する形態。

注４．モビリティ・サービス：自動車やスマートフォン等のモバイルデバイスにおける、ハードウェアを含むソリューションや情報システムサービスの総称。

注５．ICT　：ICT（Information and Communication Technology）とは、コンピュータやインターネットに関連する情報通信技術の総称。ITとほぼ同義だが、情報通信技術を使って情報や知識の共有をしたり、伝達をしたりすることにの重要性を加味した表現。

注６．ハウジングサービス　：顧客の通信機器や情報発信用のコンピューターなどを、インターネットデータセンターに設置するサービス。

注７．IoT　：IoT（Internet of Things）とは、モノのインターネットを指し、全てのモノがネットワークを介して繋がり、モノ同士が人の操作・入力を介さず、自律的に最適な制御が行われることを意味する。

注８．MVNO　モバイル バーチャル ネットワーク オペレーターの略。携帯電話の物理的な移動体回線網を自社で保有せずに、通信キャリアから借り受け、自社ブランドで通信サービスを提供する 仮想移動体通信事業者を指す。MVNOサービスとは、その事業者が提供する通信サービスを意味する。

(2) 設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は221,373千円であり、その主なものは、事業用ソフトウェアの開発投資、ドコモショップの改装工事であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

情報通信サービス業界の事業環境は、インターネットの更なる普及拡大に伴い転換期を迎えており、所有から利用へのクラウドシフトやオープンソース（注１）の隆盛、コミュニティを育むスマートデバイスの普及等、既存の事業形態を根幹から変えるような技術が急速に発展しております。

このような環境の中、当社では「スマート＆テクノロジーで歴史に残る社会システムを創る！」を標榜し、事業成長を図りつつ競合他社との差別化に注力するとともに、収益性の向上に取り組み、企業価値を継続的に拡大させる方針であります。

当社はこのような環境下において、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 高品質なクラウドサービスの提供

社会課題の解決に資するクラウドサービスの提供を推進している当社にとっては、安全・安心で高品質なサービスを提供することが重要な課題であると認識しております。そのためには、技術力の向上をベースとして、システム障害やサイバー攻撃への対応、急激なトラフィック増への対処など、あらゆる面で安心安全なサービス運営が必要不可欠であります。

当社と致しましては、システムやネットワークの冗長構成（注２）はもとより、更なる耐障害性を持った構成へと計画的に整備を進めており、継続的により高品質なクラウドサービスの実現に向けて取り組んでまいります。

② 積極的な営業展開と商品力強化

これまで当社は、関西及び関東圏を中心として全国に向けた営業展開を行ってまいりました。クラウドファーストが浸透する中、全国に存在する多様な社会課題の解決に向けて、引き続き積極的な営業展開を推進する意向であり、営業活動の更なる強化を図ってまいります。更に常に技術革新が起こっているクラウドサービス市場において機能優位性及び販売価格の競争力を維持するため、お客様の声を広く収集しその要望と仕様を反映することで、既存サービスの機能改善・追加及び新規サービスの創出を継続的に実施してまいります。具体的には、オープンデータやスマートデバイス向けアプリ、オープンガバメント（注３）時代に対応するCMS（注４）の開発等、地域情報分野やモビリティ・サービス分野における商品力強化に注力しております。

③　イノベーションの創出

当社の事業領域では、「クラウドファースト」「スマートデバイスの普及」「オープンデータの取り組み」「マイナポータル（注５）の運用開始に伴う行政手続手段の変容」「地方創生」「データアナリティクス（注６）からAIに至る領域の活用」「ハード・モノ・デバイスがインターネットに繋がるIoT時代の到来」「非金融分野におけるブロックチェーン技術の活用」等多様な技術・トレンドが市場に強く影響を与えております。このような環境下、当社においても、創造的にイノベーションを育むことが重要であると認識しております。

例えば、地域情報クラウド分野では、当社の持つ住民情報分野に特化したテクノロジーを活用し、開かれた電子行政の推進「オープンガバメント」を見据えて、かねてからの潮流である「行政の透明性の向上」や「政策立案への参加」のみならず「市民に寄り添える政策やサービスの実施」、更には将来の「人口減少社会に起因する税収減」と闘いつつも「多様化する市民生活にどう政策で応えることができるのか」といった課題に真剣に取り組み、生活に必要な住民情報発信のみにとどまらず公共サービスの民営化や公共ヘルスケア、地域資源のシェアード化など、社会の多様性に適応する、新たな社会システムの創造を推進いたします。

モビリティ・サービス分野では、モビリティに特化したテクノロジーをベースに、IoTプラットフォームビジネスを展開しております。今後はデータアナリティクス・ブロックチェーン・AIなど、新たなノウハウやテクノロジーを活用し、ライドシェア・損害保険・観光支援・安全運転支援など、今まで解決できなかった社会問題の解決を図る社会システムを創発いたします。

④　内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持は、当社において重要な課題と認識しております。財務報告をはじめ、業務全般における適正なプロセスの整備と運用を徹底してまいります。

⑤　人材育成

クラウドサービス市場において、イノベーションを創出し、競争優位で高品質なクラウドサービスを提供するためには技術力・営業力の人的裏付けが不可欠となります。当社においては、計画的に人材の採用・育成を推進し、常に技術力・営業力の向上に努めてまいります。

［用語解説］

注１．オープンソース　：ソフトウェアの設計図にあたるソースコードを、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、再配布が行えるようにすること。また、そのようなソフトウェア。

注２．冗長構成　：情報システムなどの構成法の一種で設備や装置を複数用意し一部が故障しても運用を継続できるようにした構成。

注３．オープンガバメント　：透明でオープンな政府及び地方自治体を実現するための政策とその背景となる概念のことで、(1) 透明性、(2) 市民参加、(3) 官民の連携の３つを基本原則としている。

注４．CMS　：CMS (Contents Management System) とは、Webサイトの制作に必要な専門知識を持たずとも、誰でもテキストや画像などの情報を入力するだけで、簡単にサイトを構築出来るシステム。

注５．マイナポータル　：主にマイナンバーに関連した個人情報を確認できる、政府が運営するオンラインサービス。自身の社会保険料などの納付状況や、行政機関が自分のマイナンバーに関わる情報をどのように取り扱ったか等、自分の特定個人情報が適切に管理されているかを確認できる。

注６．データアナリティクス：大量で多様な形態のデータを分析し、価値を引き出す技術。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第67期 平成26年６月期	第68期 平成27年６月期	第69期 平成28年６月期	第70期 (当事業年度) 平成29年６月期
売　上　高　(千円)	6,370,639	6,429,500	6,768,428	6,539,000
営　業　利　益　(千円)	138,806	180,917	257,326	274,834
経　常　利　益　(千円)	149,458	209,410	275,728	275,895
当　期　純　利　益　(千円)	86,378	126,085	165,209	180,457
１株当たり当期純利益　(円)	53.99	77.55	73.04	80.12
総　資　産　(千円)	2,517,637	3,158,868	3,060,949	2,943,822
純　資　産　(千円)	1,067,249	1,675,031	1,812,115	1,786,690
１株当たり純資産　(円)	667.03	740.51	800.68	821.87

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、１株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。

２．第70期（当事業年度）の業績の概要につきましては、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

３．平成27年２月17日付で普通株式１株につき４株の割合で、平成27年10月１日付けで普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第67期の期首に行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（平成29年６月30日現在）

当社は「スマート&テクノロジーで歴史に残る社会システムを創る！」を標榜しており、クラウドファーストの流れが一層鮮明となる中、自治体、公的機関及び法人向けにクラウドサービスを提供するストック型事業の「クラウドソリューション事業」と、株式会社NTTドコモが提供する移動体情報通信機器の販売をベースに地域密着型の店舗運営を行う「モバイル事業」を展開しております。

事業部門	事業内容
クラウドソリューション事業	
地域情報クラウド	自治体及び公的機関に特化した特定業種業務向けSaaS提供
クラウドプラットフォーム	都市型データセンターを基盤としたクラウドサービスの提供
モビリティ・サービス	安全運転支援機器の販売及び車載関連に特化したデータを収集・活用するサービスの提供
モバイル事業	ドコモショップ運営 （大阪府堺市５店舗、大阪府岸和田市１店舗の計６店舗）

(8) 主要な事業所（平成29年６月30日現在）

名　称	所　在　地
本社	大阪市西区
東京事業所	東京都港区
名古屋オフィス	名古屋市中村区
おおさかiDC	大阪市浪速区
S-CUBE iDC	堺市北区
ドコモショップ　中百舌鳥店	堺市北区
ドコモショップ　深井店	堺市中区
ドコモショップ　泉ヶ丘店	堺市南区
ドコモショップ　光明池店	堺市南区
ドコモショップ　アリオ鳳店	堺市西区
ドコモショップ　岸和田店	大阪府岸和田市

(9) 従業員の状況（平成29年６月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
260名	△8名	32.6歳	4.4年

（注）出向者及び臨時従業員は含んでおりません。

(10)主要な借入先（平成29年６月30日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	285,000
株式会社商工組合中央金庫	95,840
株式会社三井住友銀行	55,000

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　6,400,000株

(2) 発行済株式の総数　　2,262,000株（自己株式89,000株を含む）

(3) 株主数　　1,203名

(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
渋谷　一正	636,400	29.29
渋谷　順	400,600	18.43
株式会社希実製作	144,000	6.62
株式会社コモンズ&センス	144,000	6.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	96,400	4.43
島田　睦	47,100	2.16
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	30,700	1.41
松浦　一夫	23,400	1.07
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT SECROW	22,005	1.01
日本エンタープライズ株式会社	21,000	0.96

（注）1.持株比率は、自己株式（89,000株）を控除して計算しております。
2.自己株式は、上記大株主からは除外しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
渋谷　一正	代表取締役会長	株式会社希実製作　代表取締役
渋谷　順	代表取締役社長	株式会社コモンズ&センス　代表取締役
田中　健作	取締役 経営管理管掌	株式会社レッドポイント　取締役
田村　靖博	取締役 モバイルセグメント管掌	―
山田　幸人	取締役 クラウドソリューション セグメント管掌	大阪マルチメディア放送株式会社　取締役
原　正紀	取締役	株式会社クオリティ・オブ・ライフ 代表取締役 株式会社沖縄QOL　代表取締役
林　克久	常任監査役（常勤）	―
永島　竜貴	監査役	会計事務所メルディアップ　代表
大鹿　博文	監査役	イーウェストコンサルティング株式会社 代表取締役 株式会社久世　監査役 株式会社チャームケアコーポレーション 監査役 株式会社ゼロ・サム　監査役

(注) 1．取締役原正紀氏は、社外取締役であります。
2．当社は取締役原正紀氏を株式会社東京証券取引所に対して独立役員とする届出を行っております。
3．監査役永島竜貴及び大鹿博文の両氏は、社外監査役であります。
4．監査役永島竜貴及び大鹿博文の両氏は税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また当社は株式会社東京証券取引所に対して両氏を独立役員とする届出を行っております。
5．田中健作氏は平成28年12月31日に取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	6名	86,280千円（うち社外取締役	1名	2,250千円）
監査役	3名	9,870千円（うち社外監査役	2名	4,020千円）

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役	原　正紀	株式会社クオリティ・オブ・ライフ　代表取締役 株式会社沖縄QOL　代表取締役	株式会社クオリティ・オブ・ライフ及び株式会社沖縄QOLと当社との間で取引関係はありません。
監査役	永島　竜貴	会計事務所メルディアップ 代表	会計事務所メルディアップと当社との間で取引関係はありません。
監査役	大鹿　博文	イーウェストコンサルティング株式会社　代表取締役 株式会社久世　監査役 株式会社チャームケアコーポレーション　監査役 株式会社ゼロ・サム　監査役	イーウェストコンサルティング株式会社、株式会社久世、株式会社チャームケアコーポレーション及び株式会社ゼロ・サムと当社との間で取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
原　正紀	社外取締役	当事業年度中に開催の取締役会15回のすべてに出席し、発言を適宜行っております。
永島　竜貴	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会15回のすべて、及び監査役会13回すべてに出席し、発言を適宜行っております。
大鹿　博文	社外監査役	当事業年度中に開催の取締役会15回のすべて、及び監査役会13回すべてに出席し、発言を適宜行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、会社法第427条第１項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）または監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。なお、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役は、同規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額（注）	15,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定する方針です。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、取締役会において決定した会社法第362条第４項第６号に定める会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、内部統制システムを整備しております。

当期の本基本方針の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役はコンプライアンス経営実践のため、法令・定款ならびに企業倫理を率先垂範し、コンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努めています。

内部統制委員会において、全社のコンプライアンス体制の構築支援を行い、取締役会及び監査役会に審議内容及び活動が報告されるものとしています。また、内部通報マニュアルを作成し、当社の従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接報告できる体制としています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、重要な文書等の情報を法令及び社内規程に従い、保存管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持しています。

情報セキュリティ方針を定め、情報を適切に管理することで事業を継続させ、損害を減らし社会的な信用を高め企業価値を高めるための体制を構築・整備しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程・行動指針等を整備し、当該規程等に基づいてリスクカテゴリーごとの責任部署を定めるなど、全社のリスク管理体制の構築を推進しています。

重要なリスクについては、内部統制委員会において分析・評価を行い、取締役会にて改善策を審議・決定しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

全社的目標を定め、担当取締役はその目標達成のための効率的な方法を定めています。

担当取締役は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、対応策を報告しています。

各取締役は適切に業務を分担し、業務分掌規程に基づき、効率的に意思決定を図っています。

(5) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席しています。

取締役及び従業員等は、監査役が事業の報告を求めた場合または業務及び財産の調査を行う場合、迅速かつ的確に対応しています。

監査役は、代表取締役及び監査法人との意見を交換する機会を設けています。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用に関する事項

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は15回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務遂行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役がすべてに出席いたしました。その他、監査役会は13回、内部統制委員会は12回開催いたしました。

(2) 監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

(3) 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

（注） 本報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸　借　対　照　表

（平成29年６月30日現在）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
流　動　資　産	**1,495,860**	**流　動　負　債**	**807,327**
現金及び預金	455,104	買掛金	302,770
受取手形	10,976	短期借入金	55,000
売掛金	716,072	１年内返済予定の長期借入金	80,160
商品	237,357	リース債務	11,609
仕掛品	9,389	未払金	134,557
前払費用	38,014	未払費用	21,911
繰延税金資産	20,183	未払法人税等	62,568
その他	8,762	前受金	42,433
固　定　資　産	**1,447,961**	預り金	32,775
有形固定資産	**932,597**	賞与引当金	37,372
建物	569,846	短期解約損失引当金	1,656
構築物	9,073	その他	24,511
車輌運搬具	0	**固　定　負　債**	**349,804**
工具、器具及び備品	85,708	長期借入金	300,680
土地	252,501	リース債務	10,382
リース資産	15,467	資産除去債務	38,394
無形固定資産	**295,028**	その他	347
商標権	435	**負　債　合　計**	**1,157,132**
ソフトウェア	258,347	（純資産の部）	
ソフトウェア仮勘定	34,733	**株　主　資　本**	**1,784,477**
その他	1,512	**資本金**	**250,570**
投資その他の資産	**220,335**	**資本剰余金**	**240,836**
投資有価証券	51,062	資本準備金	240,836
出資金	10	**利益剰余金**	**1,471,159**
長期前払費用	17,173	利益準備金	2,234
繰延税金資産	8,599	その他利益剰余金	1,468,925
敷金及び保証金	125,437	別途積立金	659,300
その他	18,053	繰越利益剰余金	809,625
		自己株式	**△178,089**
		評価・換算差額等	**1,436**
		その他有価証券評価差額金	1,436
		新株予約権	**775**
		純資産合計	**1,786,690**
資　産　合　計	**2,943,822**	**負債・純資産合計**	**2,943,822**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（自　平成28年７月１日
至　平成29年６月30日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		6,539,000
売上原価		4,689,597
売上総利益		1,849,402
販売費及び一般管理費		1,574,568
営業利益		274,834
営業外収益		
受取利息	300	
受取配当金	54	
仕入割引	290	
助成金収入	1,886	
その他	915	3,446
営業外費用		
支払利息	2,023	
自己株式取得費用	245	
その他	116	2,385
経常利益		275,895
特別利益		
店舗支援金	4,000	
その他	210	4,210
特別損失		
固定資産除却損	4,406	4,406
税引前当期純利益		275,699
法人税、住民税及び事業税	97,189	
法人税等調整額	△1,947	95,241
当期純利益		180,457

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　平成28年７月１日
至　平成29年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資　本　金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合　計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	250,570	240,836	2,234	659,300	657,442	―	1,810,384
当期変動額							
剰余金の配当					△28,275		△28,275
当期純利益					180,457		180,457
自己株式の取得						△178,089	△178,089
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	―	―	―	―	152,182	△178,089	△25,906
当期末残高	250,570	240,836	2,234	659,300	809,625	△178,089	1,784,477

	評価・換算差　額　等	新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	745	985	1,812,115
当期変動額			
剰余金の配当			△28,275
当期純利益			180,457
自己株式の取得			△178,089
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	691	△210	481
当期変動額合計	691	△210	△25,425
当期末残高	1,436	775	1,786,690

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　　移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品　　総平均法による原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品　　個別法による原価法（貸借対照表については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～45年
構築物	７～20年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	３～15年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（３年又は５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 短期解約損失引当金

携帯電話契約者の短期解約に伴い、当社と代理店契約を締結している電気通信事業者に対する受取手数料の返金に備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を計上しております。

4．収益の計上基準

ソフトウェア取引に係る収益の認識基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

その他のもの

工事完成基準

5．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に提供している資産

建物	398,969千円
構築物	179
土地	252,501
計	651,649

(2) 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	80,160千円
長期借入金	300,680
計	380,840

2．有形固定資産の減価償却累計額　557,328千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　2,262,000株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	―	89,000	―	89,000

（変動事由の概要）

取締役会決議による自己株式の取得による増加　89,000株

3．配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年９月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,275	12.50	平成28年６月30日	平成28年９月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年９月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	32,595	15.00	平成29年６月30日	平成29年９月29日

（注）１株当たり配当額には会社創立70周年記念配当2.50円が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,514千円
未払事業税	4,917
資産除去債務	11,740
減価償却超過額	11,190
その他	6,920
繰延税金資産小計	46,284
評価性引当額	△12,802
繰延税金資産合計	33,482
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△3,423千円
その他	△1,275
繰延税金負債合計	△4,699
繰延税金資産の純額	28,782

金融商品に関する注記

１．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして必要な資金は金融機関からの長期借入により、短期的な運転資金は短期借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、店舗・事務所等の賃貸借契約における差入保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて１年以内の支払期日であります。長期借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で５年後であります。営業債務及び借入金は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権については、債権管理マニュアル等に従い、各事業における営業管理部門が取引先の状況を定期的にモニタリングし、経営企画Divisionが取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、敷金及び保証金については、経営企画Divisionが定期的に信用リスクの確認を行い、当該リスクの低減を図っております。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握しております。

③流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経営企画Divisionが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち38.4%が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年６月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注)２．参照）。

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
(1) 現金及び預金	455,104	455,104	―
(2) 受取手形	10,976	10,976	―
(3) 売掛金	716,072	716,072	―
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	4,728	4,728	―
(5) 敷金及び保証金	125,437	123,986	△1,451
資産計	1,312,318	1,310,867	△1,451
(1) 買掛金	302,770	302,770	―
(2) 未払金	134,557	134,557	―
(3) 未払法人税等	62,568	62,568	―
(4) 短期借入金	55,000	55,000	―
(5) 長期借入金（※）	380,840	382,633	1,793
負債計	935,736	937,529	1,793

(※)　長期借入金は、１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注)１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、及び(3)売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5)敷金及び保証金

これらは回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを、返還予定時期に対応する国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

(1)買掛金、(2)未払金、(3)未払法人税等、及び(4)短期借入金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注）２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額46,334千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及び主要株主	渋谷　一正	（被所有）直接29.29	当社代表取締役債務被保証	仕入債務に対する債務被保証（注）１	1,043	―	―
				不動産賃貸借契約に対する債務被保証（注）２	25,451（注）３	―	―
役員及び主要株主	渋谷　順	（被所有）直接18.43	当社代表取締役債務被保証	仕入債務に対する債務被保証（注）１	8,494	―	―
				不動産賃貸借契約に対する債務被保証（注）２	61,186（注）３	―	―

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．当社は、一部の仕入債務について、代表取締役会長渋谷一正及び代表取締役社長渋谷順より債務保証を受けております。取引金額については、期末の対象債務残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

２．当社が賃借しているドコモショップ店舗及びデータセンターの不動産賃貸借契約に対する被保証であります。なお、保証料の支払は行っておりません。

３．不動産賃貸借契約に対する債務被保証の取引金額は、当事業年度の年間賃借料を記載しております。なお、期末における対象債務はありません。

１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産	821円87銭
１株当たり当期純利益	80円12銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年８月９日

株式会社スマートバリュー
　取締役会　御中

三優監査法人

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　鳥居　陽　㊞

業務執行社員　公認会計士　坂下　藤男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社スマートバリューの平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年７月1日から平成29年６月30日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年８月10日

株式会社スマートバリュー　監査役会

常任監査役　林　克久　㊞

監　査　役　永島竜貴　㊞

監　査　役　大鹿博文　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、長期的かつ安定的に配当を継続していくことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、並びに配当性向などを総合的に勘案し、また会社設立70周年を迎えることができましたことから記念配当を加え、次のとおりといたしたく存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金15.0円　　総額　32,595,000円

（ご参考）期末配当金には会社設立70周年記念配当2.5円を含んでおります。

（普通配当12.5円・会社設立70周年記念配当2.5円）

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年９月29日

第２号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役１名を増員、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員し、取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	渋谷（しぶや）　一正（かずまさ） （昭和35年５月16日生）	昭和58年４月 平成４年１月 平成６年２月 平成15年４月 平成18年10月 平成18年10月 平成23年２月 平成24年７月	本田技研工業株式会社入社 株式会社堺電機製作所（現：当社）入社 同社　代表取締役社長就任 同社　代表取締役会長就任 株式会社SDVホールディングス（現：当社）代表取締役就任 株式会社モバイルビズ（旧子会社）代表取締役社長就任 株式会社SDV（現：株式会社希実製作）代表取締役就任（現任） 当社　代表取締役会長就任（現任）	636,400株
2	渋谷（しぶや）　順（じゅん） （昭和38年11月14日生）	昭和57年４月 昭和60年５月 平成６年２月 平成15年４月 平成18年10月 平成18年10月 平成23年２月 平成24年７月 平成28年４月 平成29年４月	株式会社菱和商工入社 株式会社堺電機製作所（現：当社）入社 同社　専務取締役就任 同社　代表取締役社長就任 株式会社SDVホールディングス（現：当社）代表取締役就任 株式会社モバイルビズ（旧子会社）代表取締役社長就任 株式会社SDV（現：株式会社希実製作）取締役就任 当社　代表取締役社長就任（現任） 当社　代表取締役社長兼経営企画管掌就任（現任） 株式会社コモンズ&センス設立代表取締役就任（現任）	400,600株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	田村（たむら）　靖博（やすひろ） （昭和41年10月１日生）	平成元年４月 平成５年11月 平成９年10月 平成13年３月 平成20年12月 平成24年７月 平成26年９月	第一相互銀行株式会社入社 同和火災海上保険株式会社入社 株式会社日本ケイテム入社 株式会社ロリアン入社 株式会社モバイルスタッフ（旧子会社）入社 当社入社　モバイルDivision Manager 当社　取締役モバイルセグメント管掌就任（現任）	―
4	山田（やまだ）　幸人（ゆきと） （昭和44年７月３日生）	平成６年４月 平成14年７月 平成16年１月 平成21年７月 平成26年９月 平成27年５月 平成27年９月 平成28年６月	安田火災海上保険株式会社入社 プルデンシャル生命株式会社入社 株式会社GEフリートサービス入社 三菱オートリース株式会社入社 当社入社　公共クラウドDivision Manager クラウドイノベーションDivision Manager 当社　取締役クラウドソリューションセグメント管掌就任（現任） 大阪マルチメディア放送株式会社取締役就任（現任）	―
5	原（はら）　正紀（まさのり） （昭和34年１月27日生）	昭和57年４月 昭和63年１月 平成18年11月 平成25年８月 平成25年９月	日立建機株式会社入社 株式会社リクルート入社 株式会社クオリティ・オブ・ライフ設立　代表取締役就任（現任） 株式会社沖縄QOL設立　代表取締役就任（現任） 当社　取締役就任（現任）	―

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
6	※ 藤原（ふじはら） 孝高（よしたか） （昭和50年２月２日生）	平成12年４月 平成15年10月 平成18年12月 平成20年７月 平成28年３月 平成29年１月	株式会社日本医療事務センター入社 株式会社CNS入社 株式会社レイコフ入社 株式会社ユニバーサルエンターテインメント入社 当社入社　会計Group Group Leader 当社　経営企画Division Manager（現任）	―
7	※ 寺田（てらだ） 有美子（ゆみこ） （昭和52年１月27日生）	平成12年３月 平成22年６月 平成25年10月 平成27年５月	弁護士登録（大阪弁護士会） 弁護士法人大阪パブリック法律事務所勤務 弁護士法人あすなろ法律事務所 パートナー同奄美支所にて執務 独立「アーカス総合法律事務所」にパートナーとして参加（現任） NPO法人フィンランド式人材育成研究所理事（現任）	―

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 原正紀、寺田有美子の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 原正紀氏は、国・自治体・教育機関等の委員を歴任するとともに、自ら設立した企業の経営者として産業界においても幅広い活躍をされています。同氏の幅広い見識を当社経営に反映させていただくことを目的として、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
5. 寺田有美子氏は、弁護士として幅広い見識及び経験を有しており、当社と関係しない独立した客観的な立場かつ女性ならではの視点で、当社の経営に関し、広く適切な助言、監督を行っていただけるものと判断しております。
同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
6. 当社は、原正紀、寺田有美子の両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額であります。なお、原正紀氏の再任及び寺田有美子氏の新任が承認された場合は、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して原正紀、寺田有美子の両氏を独立役員として届出ており、原正紀氏の再任及び寺田有美子氏の新任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。

２．定款変更後の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．電気通信事業法に定める電気通信事業 ２．コンピュータ及び周辺機器、サービス、ソリューションの販売買取及び修理 ３．データセンターの保守、運営、その設備を利用したインターネットサービス及びそれに付随する一切のサービス提供業務 ４．モバイル端末、サービス、ソリューションの販売、買取り及び修理 ５．情報処理システムの販売、販売及びコンサルティングに関する業務 ６．カーナビゲーション、ドライブレコーダー、ETC、デジタルタコグラフその他の車載情報機器、サービス、ソリューションの販売及び保守業務 ７．情報通信サービス業に関する教育・研修事業 ８．情報配信サービスの企画開発及び提供に関する事業 ９．前各号に附帯する一切の業務	（目的） 第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 １．電気通信事業法に定める電気通信事業 ２．コンピュータ及び周辺機器、サービス、ソリューションの販売買取及び修理 ３．データセンターの保守、運営、その設備を利用したインターネットサービス及びそれに付随する一切のサービス提供業務 ４．モバイル端末、サービス、ソリューションの販売、買取り及び修理 ５．情報処理システムの販売、販売及びコンサルティングに関する業務 ６．カーナビゲーション、ドライブレコーダー、ETC、デジタルタコグラフその他の車載情報機器、サービス、ソリューションの販売及び保守業務 ７．情報通信サービス業に関する教育・研修事業 ８．情報配信サービスの企画開発及び提供に関する事業 ９．損害保険代理業 10．総合リース業務及びレンタル業務 11．総合コンサルティング業務 12．前各号に附帯する一切の業務

第４号議案　取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成26年９月26日開催の第67期定時株主総会において取締役の報酬額を年額100百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、取締役の報酬額を年額150百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内）と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の報酬等の支給対象の取締役は５名（うち社外取締役１名）でありますが、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、対象の取締役は７名（うち社外取締役２名）となります。

第５号議案　監査役の報酬額改定の件

当社の監査役の報酬額は、平成26年９月26日開催の第67期定時株主総会において監査役の報酬額を年額10百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮して、監査役の報酬額を年額15百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

現在の報酬等の支給対象の監査役は３名（うち社外監査役２名）であります。

第６号議案　取締役に対する株式付与による報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は平成26年９月26日開催の第67期定時株主総会において、年額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに普通株式（ただし、後述のとおり、取締役が付与を受ける普通株式については、一定期間の譲渡制限を付して割り当てます。以下、「譲渡制限特約付株式」といいます。）の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額40百万円以内（うち社外取締役４百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は５名（うち社外取締役１名）ですが、第２号議案が原案どおり承認可決

されますと、取締役は７名（うち社外取締役２名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の譲渡制限特約付株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の譲渡制限特約付株式の総数は年10,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他発行されまたは処分される当社の譲渡制限特約付株式の総数の調整が必要な場合、当該総数を、分割比率または併合比率等に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の譲渡制限特約付株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限特約付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

(1)　譲渡制限期間

対象取締役は、１年間から５年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた譲渡制限特約付株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2)　退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡または当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3)　譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当

社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)　組織再編等における取扱

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株式会社（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5)　本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式及び、上記（4）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を、当然に無償で取得する。

(6)　本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

第７号議案　監査役に対する株式付与による報酬決定の件

当社の監査役の報酬額は平成26年９月26日開催の第67期定時株主総会において、年額10百万円とご承認いただいておりますが、今般、監査役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の監査役に対し、新たに普通株式（ただし、後述のとおり、取締役が付与を受ける普通株式については、一定期間の譲渡制限を付して割り当てます。以下、「譲渡制限特約付株式」といいます。）の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の監査役（以下「対象監査役」といいます。）に対して譲渡制限特約付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額６百万円以内といたします。また、各対象監査役への具体的な配分については、監査役の協議において決定することといたします。

なお、現在の監査役は３名（うち社外監査役２名）です。

また、対象監査役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の譲渡制限特約付株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の譲渡制限特約付株式の総数は年1,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割〔当社の普通株式の無償割当を含む。〕または株式併合が行われた場合その他発行されまたは処分される当社の譲渡制限特約付株式の総数の調整が必要な場合、当該総数を、分割比率または併合比率等に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、対象監査役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の譲渡制限特約付株式の発行または処分に当たっては、当社と監査役との間で、「第６号議案　取締役に対する株式付与による報酬決定の件」に記載の本割当契約と同内容の譲渡制限特約付株式割当契約を締結するものとします。

以上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場：大阪市中央区北浜１丁目８番16号
大阪証券取引所ビル３階　北浜フォーラム

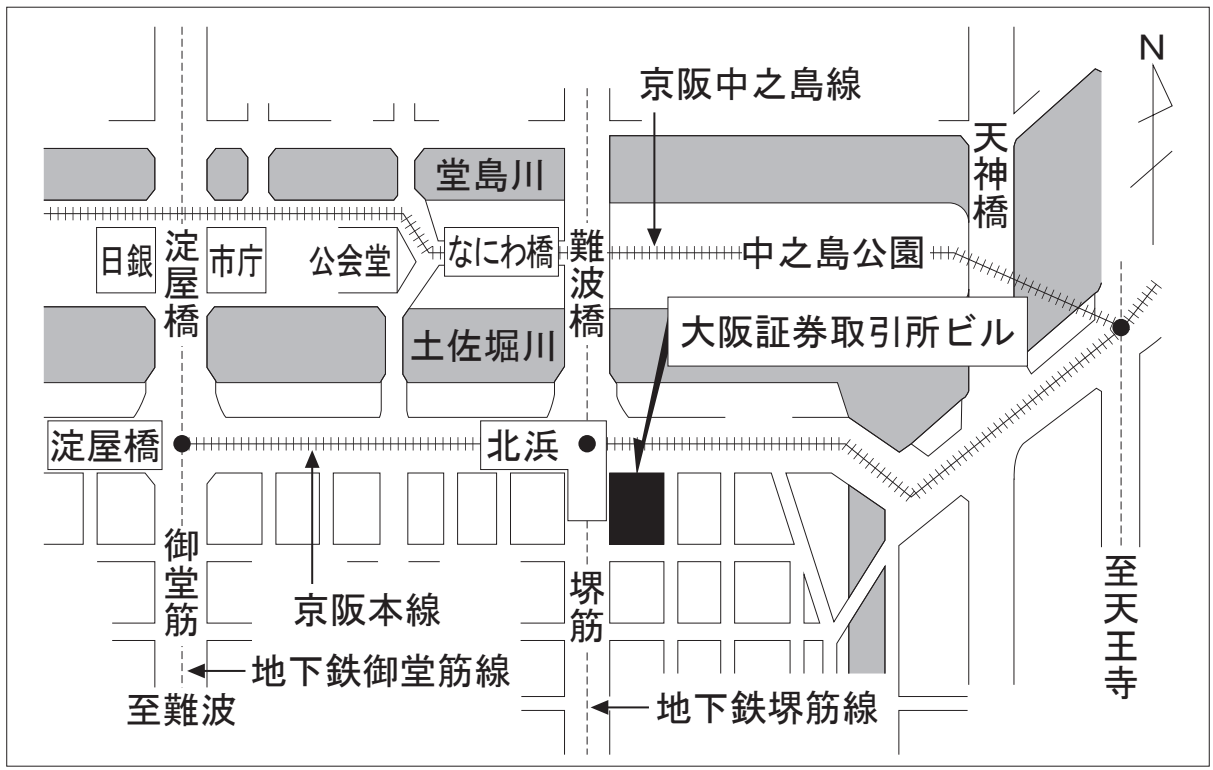

（お願い）当社専用の駐車場はございませんので、お車での
ご来場はご遠慮ください。

〔交通のご案内〕

- 地下鉄堺筋線・北浜駅１Ｂ出口より徒歩約１分（地下道直結）
- 京阪本線・北浜駅27番出口より徒歩約１分（地下道直結）
- 京阪中之島線・なにわ橋駅４番出口より徒歩約４分
- 地下鉄御堂筋線・淀屋橋駅２番出口より徒歩約７分